

岐阜県公報

号 外 (七) 令 和 四 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○ 知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

(統 計 課) ページ 一

規 則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十七号

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条中「次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄」を「岐阜県人口動態統計調査について、次」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）の作成及び取りまとめ

二 調査の実施に関する知事への連絡及び報告

三 知事に対する調査票の提出

四 前三号に掲げる事務に附帯する事務

別表岐阜県人口動態統計調査の部調査方法の項中「作成する」を「作成し、当該調査票を電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）

と調査票を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。) を使用する方法により回収する」に改め、同表岐阜県輸出関係調査の部調査範囲の項中「第二条第六項」を「第二条第八項」に、「基幹統計調査として実施される工業統計調査(以下この部において「工業統計調査」という。)の調査の範囲に含まれる」を「事業所母集団データベースに記録されている」に改め、「輸出している」の下に「ことが確認できた」を加え、同部調査期日の項中「工業統計調査実施年の」を「毎年」に改め、同部調査方法の項中「統計調査員が」を「調査票を」に、「調査票を」を「郵送により」に改め、「郵送」の下に「又は電子情報処理組織を使用する方法」を加え、同表岐阜県鉱工業生産動態統計調査の部調査方法の項中「及び」を「郵送又は電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社